

平成18年 6 月13日

株 主 各 位



東京都豊島区高田三丁目37番10号

アジアパシフィック システム総研 株式会社

(証券コード 4727)

代表取締役社長 久 保 裕

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいませ。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、来る平成18年6月27日（火曜日）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザ オフィスタワー
12階 第1会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 第37期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

決 議 事 項

第1号議案 第37期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は後記「議決権の行使についての参考書類」（24頁から41頁）に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役11名選任の件

第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

議案の要領は後記「議決権の行使についての参考書類」（48頁から50頁）に記載のとおりであります。

第5号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件

議案の要領は後記「議決権の行使についての参考書類」（51頁から54頁）に記載のとおりであります。

以 上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

〔平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで〕

1. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果

当期における我が国経済は、原油をはじめとする原材料価格高騰の長期化等不安要素はありましたものの、輸出の回復と内需の拡大を受けて企業収益の改善が進んだため民間設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の好転により個人消費が堅調に推移するなど、景気は緩やかな回復基調を示す動きとなりました。

当社の属するIT業界におきましても、企業の収益改善により設備投資に拡大傾向が見られ、システム投資意欲についても着実に高まっております。したがって、受注面では緩やかな増加傾向にて推移致しました。

その結果、売上高は前期比10億3百万円増の63億91百万円（前期比18.6%増）となりました。

品目別売上高を見ますと以下のとおりとなりました。

(システム開発事業 (SD))

当社の主力事業であるシステム開発事業におきましては、企業のシステム投資意欲が高まる中、当社の得意分野でもある金融、通信、運輸業界向けを主とした特定ソリューションサービス事業を中心に事業展開を強化し着実に受注成果をあげることができました。その結果、売上高は、前期比6億41百万円増の44億26百万円（前期比17.0%増）となりました。

(アウトソーシング事業 (OS))

トータルサポート業務におきましては、メンテナンス業務やインフラまわりの設定・調整・サポート需要が伸長した結果、売上高は前期比87百万円増の5億74百万円（前期比18.0%増）となりました。

(ユーソフトウェア事業 (UW))

運用管理、コンサルティング等の業務におきましては、長年蓄積した多くの経験と実績を活かして企業のシステムクリニックを行い最良のシステム提案や、また当社開発アプリケーション保守に限らず、既存の基幹システムと最新技術を融合したミドルウェア開発を手掛け、トータル保守業務や運用管理業務が順調に推移して参りました。その結果、売上高は前期比1億76百万円増の10億79百万円（前期比19.5%増）となりました。

(マルチメディア事業 (MM))

コンテンツ制作等の業務におきましては、高度な表現テクニックとシステムテクノロジーを融合させ信頼性の高い安定したシステムを構築してお客様のニーズを具現化し、トータルサポートの提供に努めて参りました。また、フルキャストグループとしてフルキャスト採用ポータルサイトの構築を手掛けました。その結果、売上高は前期比31百万円増の1億14百万円（前期比38.1%増）となりました。

また、今後においても、フルキャストグループのコンテンツ制作に注力して参ります。

(その他事業)

上記に付帯する補完業務におきましては、上記各事業の売上増加に伴い、当期の売上高は前期比41百万円増の1億23百万円（前期比49.9%増）となりました。また、OA機器商品の売上高についても24百万円（前期比52.8%増）となりました。

利益面におきましては、システム投資意欲は高まっているものの、お客様からのコストダウン要求や同業他社での価格競争激化等、依然厳しい状況下にあります。そのような中、当社といたしましては、品質管理の強化とリスク管理徹底を強化して手戻りコストと不採算案件を削減することで高品質かつ低コストにて、ソリューションの提供を実現致しました。その結果、営業利益3億18百万円（前期比56.1%増）、経常利益3億12百万円（前期比88.0%

増)となりました。

また、平成17年6月29日開催の定時株主総会において、「第6号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」が承認可決されたことに伴い、平成18年3月31日開催の取締役会において、当社創業者である木庭 清氏取締役辞任による役員退職慰労金1億40百万円の支給を決議し、同額を特別損失に計上致しました。その結果、当期純利益は1億61百万円（前期比77.0%減）となりました。

当期に発生した重要な事実といたしましては、以下のものがあります。

① 株式会社フルキャストとの包括業務提携

株式会社フルキャストと第三者割当増資ならびに自己株式の譲渡による当社株式の引受を前提とした包括業務提携契約を締結致しました。同契約に基づき、平成17年10月3日には、第三者割当増資ならびに自己株式の譲渡を実施しております。その結果、当社は同社の連結子法人等となり、フルキャストグループの一員として、新たなスタートを切りました。

第三者割当増資及び自己株式の譲渡に関する詳細は、「(3)資金調達の状況」に記載しております。

② 創業者木庭 清氏の退任ならびに退職慰労金の支給

当社創業者であり、業容拡大の功労者でもある木庭 清氏が、平成18年3月31日をもって当社の取締役会長を辞任しております。それに伴い、平成17年6月29日開催の定時株主総会における「第6号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」の承認可決を前提に、平成18年3月31日開催の取締役会において、同氏に対し、役員退職慰労金1億40百万円を支給することを決議し、同額を特別損失に計上致しました。

(2) 当社の対処すべき課題

当業界におきましては、企業収益の改善を背景に民間を中心とした情報化投資は増加傾向にあるものの、企業間の受注獲得競争による受注単価の下落傾向は依然として続いており、引き続き厳しい環境にあります。こうした厳しい状況下においても競争優位を確保する為、当社では、システムの保守や運用の代行だけにとどまらない、システムの企画から開発・制作なども含めて、すべてを一括して行う、ワンランク上のアウトソーサーを目指そうと考えており、ますます専門化・高度化する業務に対しては、優秀な人材の確保と様々な採用活動と技術者の教育強化を図り、優れた技術力と提案力で応えて参ります。具体的には、以下の施策を引続き行い、高品質、低価格、短納期を実現させ、受注競争力の強化を図って参ります。

① 情報セキュリティ管理の強化

当社は、本社事業所を対象に情報セキュリティの標準規格である I S M S (Information Security Management System) の認証を取得しております。今後とも、セキュリティ基本方針に沿って種々の管理施策の定着確認・改善及び監視を徹底するとともに、これらのノウハウを他の事業所にも展開して情報処理サービス企業として責任を果たして参ります。

② リスク／品質管理の強化

専門部署を更に強化して、受注レビュー、プロジェクト・リスク管理、品質管理を徹底して行い、不採算プロジェクトの早期発見と対処を行います。

③ 開発コスト削減

CMM i に準拠した品質管理、開発工程管理を取り入れたことにより、後戻りコストの削減効果がありましたが、更に適用プロジェクトを増やしてコスト削減を行います。また、特定ソ

ソリューション・プロダクト強化、積極的な開発支援ツールの利用、オフショア（海外）、国内オフショア（地方の賃金格差を利用）での生産体制等でコスト削減を行います。

④ 特定ソリューション・サービスの強化

特に、下記システム構築の強化を行って参ります。

- ・ NonStopServer（日本HP社製）によるミッションクリティカルな大規模システム構築サービス
- ・ 海運業界向けソリューション・コアによる業務システム構築サービス
- ・ 金融機関向け戦略経営情報ソリューション・プラットフォーム・プロダクト「entrance」の展開
- ・ その他ソリューション・プロダクトとして
学校管理「SCHOOL AID」
人材派遣業管理「Staff Manager」
公・官庁向け名簿管理

(3) 資金調達状況

- ① 当社は、平成17年10月3日付で、株式会社フルキャストに対する28億93百万円（1株当たり発行価額673円、発行株数430万株）の第三者割当増資及び1億39百万円（1株当たり処分価額673円、処分株数20万74百株）の自己株式処分を実施し、総額30億33百万円を調達致しました。
- ② 借入金及び社債の状況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
短期借入金	550	100	650	—
社債	300	—	300	—

(4) 設備投資の状況

当期の設備投資については、OA機器を中心に実施しました。その設備投資額は、総額7百万円であります。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

	第34期 (平成15年3月期)	第35期 (平成16年3月期)	第36期 (平成17年3月期)	第37期(当期) (平成18年3月期)
売上高(千円)	4,332,270	5,033,291	5,388,233	6,391,553
経常利益(千円)	59,875	86,735	166,278	312,647
当期純利益(△損失)(千円)	△ 178,358	△1,745,922	703,739	161,578
1株当たり当期純利益(△損失)(円)	△ 40.24	△ 405.41	163.93	25.35
総資産(千円)	5,072,477	3,134,555	3,123,825	5,629,426
純資産(千円)	2,611,911	859,183	1,593,587	4,729,556

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(△損失)は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第34期の当期純損失の計上は、主に過年度法人税の支払いによるものであります。
第35期の当期純損失の計上は、主に主要な貸出先の破綻により、貸倒引当金を計上したことによるものであります。
第36期の当期純利益の計上は、主に破産更生債権の売却によるものであります。
3. 第37期の1株当たり当期純利益は、平成17年10月3日付で、第三者割当増資(1株当たり発行価額673円、発行株数430万株)及び自己株式処分(1株当たり処分価額673円、処分株数20万74百株)を行ったことにより低下しております。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 主要な事業内容

当社の主な事業内容は次のとおりであります。

1. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
2. コンピュータ・システムの調査及び評価業務
3. コンピュータ・システムの企画・設計・開発等に関するコンサルティング業務
4. コンピュータ・ソフトウェア及びコンピュータ・システムの設計、開発、運用、保守、販売及び賃貸
5. 情報処理機器の販売及び賃貸
6. 情報通信システム及び通信機器の製造及び販売
7. コンピュータ技術者の教育及び研修業務
8. インターネットに関する企画及び制作
9. 特定労働者派遣事業
10. その他

(2) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 豊 島 区
関 西 支 社	大 阪 市 淀 川 区
九 州 支 社	福 岡 市 中 央 区
沖 縄 支 社	沖 縄 県 浦 添 市

(3) 株式の状況

イ. 会社が発行する株式の総数 9,616,000株

ロ. 発行済株式の総数 8,800,000株

（注）平成17年10月3日付で株式会社フルキャストに対する第三者割当増資を実施し、発行済株式の総数は4,300,000株増加致しました。

ハ. 当期末株主数 1,696名

(4) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出資比率
	株	%	株	%
株式会社フルキャスト	5,507,400	62.58	—	—
木 庭 清	1,096,500	12.46	—	—
アジアパシフィックシステム 総 研 従 業 員 持 株 会	194,550	2.21	—	—
日本証券金融株式会社	87,700	1.00	—	—
木 庭 亜 貴 子	75,000	0.85	—	—
立花証券株式会社	46,400	0.53	—	—
木 庭 大 輔	45,000	0.51	—	—
松 田 茂 子	39,400	0.45	—	—

- (注) 1. 議決権比率は、小数点第2位未満を四捨五入によって表示しています。
2. 当社は当期末現在、自己株式300株を保有しています。

(5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

1. 取得株式

普通株式 300 株

取得価額の総額 338千円

(注) 上記株数は全て、単元未満株式の買取請求による取得によるものです。

2. 処分株式

普通株式 207,400 株

処分価額の総額 139,580千円

処分年月日 平成17年10月3日

上記株式の買主の氏名 株式会社フルキャスト

3. 決算期における保有株式

普通株式 300 株

(6) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

(7) 従業員の状況

区 別	従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
男 性	276名	12名減	34歳 1ヶ月	8年7ヶ月
女 性	44名	9名減	29歳11ヶ月	4年4ヶ月
計	320名	21名減	33歳 6ヶ月	8年0ヶ月

(注) 上記従業員数には使用人兼務取締役5名は含んでおりません。

(8) 企業結合の状況

- ① 当社の親会社は、株式会社フルキャストであり、同社は当社の株式5,507,400株（議決権比率62.58%）を保有しております。

なお、当社の役員11名のうち、株式会社フルキャストの取締役及び従業員を兼ねる者は5名であります。また、代表取締役久保 裕は、同社の取締役を兼務しておりますが、非常勤取締役であり業務執行は行っておりません。

当期において、当社と株式会社フルキャストとの間で行われた取引は、ポータルサイト構築等のシステム受託開発業務17百万円及び同社への融資に伴う利息の受取7百万円であります。

- ② 企業結合の結果

平成17年10月3日付で、株式会社フルキャストに対する28億93百万円（1株当たり発行価額673円、発行株数430万株）の第三者割当増資及び1億39百万円（1株当たり処分価額673円、処分株数20万74百株）の自己株式処分を実施し、同日をもって同社の連結子法人となりました。

(9) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(10) 取締役及び監査役の氏名、会社における地位及び
担当または主な職業

氏名	会社における地位	担当または主な職業
久保 裕	代表取締役社長	株式会社フルキャスト非常勤取締役
佐藤 秀行	専務取締役	ソリューション事業部長
内山 毅	取締役	ソリューション事業部SI本部長
平林 正基	取締役	ビジネスサポート事業部長
江崎 博	取締役	ソリューション事業部SI営業部長
岩橋 修	取締役	システムサポート事業部長
坂巻 詳浩	取締役	社長室長
石川 敬啓	取締役	非常勤(株式会社フルキャスト取締役)
岡田 努	取締役	非常勤(株式会社フルキャスト取締役)
上口 康	取締役	非常勤(株式会社フルキャスト取締役)
和田 徹	取締役	非常勤(株式会社フルキャスト執行役員)
松本 俊	常勤監査役	
中島 義雄	監査役	中島税務会計事務所所長
木村 勝善	監査役	

(注) 1. 監査役中島義雄、木村勝善の両氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

2. 当期中における取締役及び監査役の異動は次のとおりです。

辞任	平成17年4月23日付	取締役	高橋通徳
	平成17年5月31日付	取締役	木庭稔雄
	平成18年3月31日付	取締役	木庭 清
退任	平成17年6月29日付	取締役	岩橋正治
	就任	平成17年6月29日付	取締役
平成17年6月29日付		取締役	江崎 博
平成17年6月29日付		取締役	岩橋 修
平成17年10月28日付		取締役	久保 裕
平成17年10月28日付		取締役	坂巻詳浩
平成17年10月28日付		取締役	石川敬啓
平成17年10月28日付		取締役	岡田 努
平成17年10月28日付		取締役	上口 康
平成17年10月28日付		取締役	和田 徹

(11) 取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

(単位：千円)

区 分	取 締 役		監 査 役		計		摘要
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	
定款又は株主 総会決議に基 づく報酬	11名	46,742	3名	3,570	14名	50,312	
利益処分によ る役員賞与	—	—	—	—	—	—	
株主総会決議 に基づく退職 慰労金	1名	140,000	—	—	1名	140,000	
計		186,742		3,570		190,312	

- (注) 1. 上記取締役支給額には使用人兼取締役9名に対する使用人給与相当額は含まれておらず、その額は、50,289千円であります。
2. 株主総会の決議（平成17年6月29日開催）による取締役限度額は、年額200,000千円以内であります。
3. 株主総会の決議（平成3年9月26日開催）による監査役限度額は、年額20,000千円以内であります。
4. 現任の非常勤取締役4名につきましては無報酬であり、取締役報酬の支給人員には当期に辞任及び退任した取締役4名が含まれております。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

平成18年4月17日開催の取締役会において、旧商法第280条ノ20、旧商法第280条ノ21、平成17年6月29日開催の当社第36回定時株主総会特別決議に基づき、下記のとおり新株予約権の具体的内容を決議し、平成18年4月27日に発行いたしました。

(1) 発行した新株予約権

2,049個（新株予約権1個につき100株）

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 204,900株

(3) 新株予約権の発行価額

無償

(4) 権利行使時の1株当たり払込金額

324円

(5) 権利行使期間

平成18年7月1日から平成21年6月30日まで

(6) 行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問または従業員その他これに準ずる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りでない。

② 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。

③ その他の条件は、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 消却の事由及び条件

当社は、新株予約権の割当を受けた者又は相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合及び当該新株予約権を喪失した場合、当該新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 有利な条件の内容

当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行した。

(9) 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数

・当社取締役

氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数
内山 毅	100個	普通株式 10,000株
江崎 博	100個	普通株式 10,000株
佐藤 秀行	60個	普通株式 6,000株
平林 正基	50個	普通株式 5,000株
岩橋 修	50個	普通株式 5,000株

・特定使用人等（上位10名）

氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	備考
内田俊二	60個	普通株式 6,000株	当社従業員
坂本達也	38個	普通株式 3,800株	当社従業員
根橋俊行	35個	普通株式 3,500株	当社従業員
若林和彦	35個	普通株式 3,500株	当社従業員
池田栄作	35個	普通株式 3,500株	当社従業員
松石浩周	30個	普通株式 3,000株	当社従業員
村上祥夫	30個	普通株式 3,000株	当社従業員
高橋 亨	25個	普通株式 2,500株	当社従業員
高橋 真	25個	普通株式 2,500株	当社従業員
菅野隆彦	25個	普通株式 2,500株	当社従業員
井関 潔	25個	普通株式 2,500株	当社従業員
宮澤成子	25個	普通株式 2,500株	当社従業員
内田哲也	25個	普通株式 2,500株	当社従業員

- ・特定使用人等に対して発行した新株予約権の区分別状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	付与した者の総数
当社従業員	1,689個	普通株式 168,900株	135名

(10) 株式取得による子会社化

当社は、平成18年3月31日開催の取締役会において、株式会社ソリューション開発の株式を取得し子会社化することを決議し、平成18年4月14日に同社株式を取得し、同社を子会社化致しました。

① 株式取得の理由

株式会社ソリューション開発は、設立17年を超えるソフトウェアベンダーであり、創業以来一貫して、金融、通信、製造業向けの基幹開発業務に携わっており、同社との連携を強化することにより、開発面で相乗効果が期待できるだけでなく、IT業界共通の課題とも言える優秀な技術者の確保、育成を実現する意味でも大きな効果を期待できると判断したものであります。

② 異動する子会社の概要

- ・商号 株式会社ソリューション開発
- ・代表者 代表取締役 舟本修平
- ・本店所在地 東京都中央区日本橋
- ・設立年月日 平成元年3月31日
- ・主な事業の内容 ソフトウェア受託開発
- ・資本の額 2,000万円
- ・従業員数 10名

③ 取得株式数、取得価額及び取得前後の取得株式の状況

- ・異動前の所有株式数 0株（取得割合0%）
- ・取得株式数 400株（取得価額 55,000,000円）
- ・異動後の所有株式数 400株（取得割合100%）

 報告書中の記載数字の金額につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,242,499	流動負債	889,503
現金及び預金	3,901,074	買掛金	321,254
売掛金	1,158,050	未払金	188,548
製品	2,988	未払費用	85,234
仕掛品	124,467	未払法人税等	16,912
前払費用	14,016	未払消費税等	39,340
未収入金	63	前受金	27,926
繰延税金資産	32,483	預り金	14,673
その他の流動資産	11,916	賞与引当金	195,613
貸倒引当金	△ 2,560	固定負債	10,366
固定資産	378,334	繰延税金負債	10,366
有形固定資産	100,040	負債合計	899,869
建物	42,721	(資本の部)	
工具、器具及び備品	27,018	資本金	2,367,160
土地	30,300	資本剰余金	1,525,202
無形固定資産	101,716	資本準備金	1,470,004
ソフトウェア	98,518	その他資本剰余金	55,198
電話加入権	3,198	自己株式処分差益	55,198
投資その他の資産	176,576	利益剰余金	822,391
投資有価証券	81,428	利益準備金	4,292
関係会社株式	3,600	当期末処分利益	818,099
破産更生債権等	127,670	株式等評価差額金	15,109
敷金保証金	72,280	その他有価証券 評価差額金	15,109
会員権	19,017	自己株式	△ 307
その他の投資	250	資本合計	4,729,556
貸倒引当金	△ 127,670	負債及び資本合計	5,629,426
繰延資産	8,591		
新株発行費	8,591		
資産合計	5,629,426		

損 益 計 算 書

〔平成17年4月1日から〕
〔平成18年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
(経 常 損 益 の 部)		
(営 業 損 益 の 部)		
営 業 収 益		
製 品 売 上 高	6,319,203	
商 品 売 上 高	72,350	6,391,553
営 業 費 用		
製 品 売 上 原 価	5,395,939	
商 品 売 上 原 価	59,073	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	618,422	6,073,435
営 業 利 益		318,118
(営 業 外 損 益 の 部)		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	139	
貸 付 金 利 息	7,490	
雑 収 入	1,813	9,443
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,148	
社 債 利 息	2,739	
新 株 発 行 費 償 却	4,295	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,109	
雑 損 失	3,620	14,914
経 常 利 益		312,647
(特 別 損 益 の 部)		
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	16,369	
事 業 整 理 損	21,201	
役 員 退 職 慰 労 金	140,000	177,571
税 引 前 当 期 純 利 益		135,076
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		5,981
法 人 税 等 調 整 額		△ 32,483
当 期 純 利 益		161,578
前 期 繰 越 利 益		656,521
当 期 未 処 分 利 益		818,099

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

① 時価のあるその他有価証券

……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

② 時価のないその他有価証券

……………移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 関連会社株式

……………移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品……………個別法による原価法

仕掛品……………個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～40年

工具、器具及び備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づく定額法によっております。

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒に伴う損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、会社所定の計算方法による支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

7. 繰延資産の償却方法

新株発行費…3年間の均等償却によっております。

(会計方針の変更)

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当期から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。なお、同会計基準適用による影響はありません。

(表示方法の変更)

1. 貸借対照表

会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務方針」が平成17年2月15日付で改正されたことに伴い、当営業年度から投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）を「投資有価証券」として表示する方法に変更しました。なお、当営業年度の「投資有価証券」に含まれる当該出資の額は56,910千円であり、前営業年度における固定資産「出資金」に含まれている当該出資の額は、106,255千円であります。

2. 損益計算書

会計制度委員会第14号「金融商品会計に関する実務指針」が平成17年2月15日付で改正されたことに伴い、前営業年度まで「出資金評価損」と表示しておりました投資事業有限責任組合及びこれに類する組合の評価損益を、当営業年度より「投資有価証券評価損」と表示しております。

(貸借対照表の注記)

1. 支配株主に対する金銭債権	売掛金	17,850千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		219,990千円
3. リース契約により使用する固定資産	サーバー一式	
4. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額		15,109千円
5. 発行済株式総数	普通株式	8,800,000株
自己株式数	普通株式	300株

(損益計算書の注記)

1. 1株当たり当期純利益		25円35銭
2. 支配株主との取引高		
営業取引	売上高	17,000千円
営業取引以外の取引	貸付金利息	7,167千円

(税効果会計)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産

賞与引当金繰入限度額超過	79,595千円
減価償却の償却超過額	7,394千円
投資信託評価損	46,077千円
投資有価証券評価損	62,426千円
ゴルフ会員権評価損	2,062千円
繰越欠損金	229,644千円
その他	10,887千円
小計	490,037千円
評価性引当額	△457,554千円
繰延税金資産計	32,483千円

② 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 10,366千円
繰延税金負債計	△ 10,366千円
繰延税金資産の純額	22,116千円

2. 税効果会計適用後の法人税等の負担率

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2%
住民税等均等割	4.4%
繰延税金資産評価引当分	△68.9%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税負担率	△19.6%

利 益 処 分 案

(単位：円)

区 分	金 額
I 当 期 未 処 分 利 益	818,099,361
II 利 益 処 分 額	
利 益 配 当 金	87,997,000
(1株につき10円)	
次 期 繰 越 利 益	730,102,361

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月19日

アジアパシフィックシステム総研株式会社

取締役会御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 宮 直 仁 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 北 川 健 二 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、アジアパシフィックシステム総研株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第37期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 膳本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第37期営業年度の取締役職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法の他、必要に応じて取締役会から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査致しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘する事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘する事項は、認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の取引、取締役との会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月23日

アジアパシフィックシステム総研株式会社 監査役会

監査役(常勤) 松 本 俊 ㊟

監 査 役 木 村 勝 善 ㊟

監 査 役 中 島 義 雄 ㊟

(注) 監査役中島義雄及び監査役木村勝善は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

『議決権の行使についての参考書類』

1. 総株主の議決権の数

87,997個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第37期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては当期の実績、今後の経営環境等を勘案し、添付書類（21頁）に記載の内容といたしたいと存じます。

当期の利益配当金につきましては、業績が堅調に推移していること、及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき10円とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日に施行され、電子公告制度の導入が認められたことに伴い、より効果的で経済的なこの開示方法を採用するため、現行定款第4条を変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 平成17年10月3日の第三者割当増資ならびに自己株式譲渡の実施により、当社が株式会社フルキャストの連結子会社となったことに伴い、現状の事業年度（4月～翌年3月）から同社グループの事業年度（10月～翌年9月）に、併せて中間配当、株主総会等の関連規定を変更するものであります。
- (3) その他の変更に関しては、「会社法」（平成17年法律第86号）が平成17年7月26日に公布され、平成18年5月1日に施行されております。これに伴い、現行定款の条文につき、変更、新設、削除等を行うものであります。

文言や表現を会社法の規定に適応させるための変更、削除及び従来の定款の構成を会社法の規定に沿った形で表現できるような体裁に変更するための章の構成とし、それに伴う条文の移動、整理を行うほか、より効率的、機動的な会社運営を企図して主に次の変更を行うものであります。

- ① 当会社の機関設計に関する規定の新設（変更案第5条）
- ② 株券を発行する旨の規定の新設（変更案第9条）
- ③ 単元未満株式についての権利に関する規定の新設（変更案第11条）
- ④ 株主総会参考書類等のインターネットによる開示に関する規定の新設（変更案第17条）
- ⑤ 議決権の代理行使における代理人の員数制限規定の変更（変更案第19条）
- ⑥ 取締役会の書面決議を可能とするための規定の新設（変更案第27条第2項）

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、アジア パシフィック シス テム総研株式会社と 称し、英文では ASIA PACIFIC SYSTEM RESEARCH Co., Ltd. と表示す る。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業 を営むことを目的と する。</p> <p>1. 情報処理サービス業お よび情報提供サービ ス業</p> <p>2. コンピュータ・システ ムの調査および評価業 務</p>	<p><現行どおり></p> <p><現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<ul style="list-style-type: none"> 3. コンピュータ・システムの企画・設計・開発等に関するコンサルティング業務 4. コンピュータ・ソフトウェアおよびコンピュータ・システムの設計、開発、運用、保守、販売および賃貸 5. 情報処理機器の販売および賃貸 6. 情報通信システムおよび通信機器の製造および販売 7. コンピュータ技術者の教育および研修業務 8. インターネット（通信情報システム）に関する企画および制作 9. インターネットのプロバイダー事業（インターネット接続サービス業） 10. 広告の企画および制作 11. 図書・雑誌の出版および編集 12. イベントの企画、制作および運営 13. 電気通信工事、電気工事、建築工事ならびに内装工事の設計、施工、監理および請負 14. フランチャイズチェーン店への経営および技術指導 15. レストラン、宿泊施設および遊技場の経営 16. 一般旅行業 17. ホテルおよびスポーツ施設の利用に関する会員権ならびにゴルフ会員権の売買およびその仲介 18. 運送代理店業 	<p>前頁に引続き<現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>19. 不動産の売買、斡旋、賃貸および管理</p> <p>20. 次の物品に関する販売、賃貸およびその仲介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光学機械器具 ・事務用機械器具 ・音響・電気・通信ならびに電子機械器具 ・精密機械器具 ・医療用具 ・視聴覚機械器具 ・化学機械器具装置 ・写真感光材料 ・諸紙類 ・化学工業薬品 ・事務用品 ・スポーツ用品 ・医療・保健・衛生用機器 ・ペット用品 ・園芸用品 ・食品 ・家具・室内装飾品 ・日用雑貨 ・貴金属、宝石 ・衣料品 ・民芸品 ・陶磁器 ・玩具 ・書籍 ・化粧品 ・装身具 ・美術工芸品 ・介護用品 <p>21. 投資家向け広報の企画、実施に関する業務</p> <p>22. 信用調査業務</p> <p>23. 損害保険の代理業</p> <p>24. 生命保険の募集にかか る業務</p> <p>25. 金融業務</p> <p>26. 貸金業</p> <p>27. 総合リース</p>	<p>前頁に引続き<現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>28. 商品投資にかかる事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業および商品投資顧問業</p> <p>29. 有価証券の保有、投資、運用および売買</p> <p>30. 経営コンサルタント業</p> <p>31. 介護要員の紹介、斡旋</p> <p>32. 印刷業</p> <p>33. 労働者派遣事業</p> <p>34. 前各号に関するコンサルティング業務</p> <p>35. 前各号に関するデータ、マニュアル、報告書等の成果物の販売および賃貸</p> <p>36. 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>前頁に引続き<現行どおり></p>
<p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都豊島区に置く。</p>	<p><現行どおり></p>
<p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>第5条 (機 関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式</p> <p>第5条 <u>(発行する株式の総数)</u> 当社の発行する株式の総数は、<u>9,616,000株</u>とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>第6条 <u>(自己株式の取得)</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規程</u>により、<u>取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第7条 <u>(単元未満株式の買増し)</u> 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。 ＜新 設＞</p> <p>第8条 <u>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</u> 当社は、<u>100株をもって1単元の株式の数とする。</u></p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条 <u>(発行可能株式総数)</u> 当社の発行する株式の総数は、<u>15,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条 <u>(自己の株式の取得)</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定</u>により、<u>取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条 <u>(単元未満株式の買増し)</u> ＜現行どおり＞</p> <p>第9条 <u>(株券の発行)</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第10条 <u>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u> 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>（以下、「<u>単元未満株式</u>」と言う）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p><新 設></p> <p>第9条 （名義書換代理人） 当社は<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって<u>選定</u>する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）および<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取および買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>② 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券</u>を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>第11条 （<u>単元未満株主の権利</u>） <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使できない。</u></p> <p>第12条 （<u>株主名簿管理人</u>） 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告</u>する。</p> <p>③ 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 (株式取扱規程) <u>当会社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取、その他株式に関する取扱および手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第13条 (株式取扱規程) <u>当会社株式に関する取扱及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>第11条 (基準日) <u>当会社は毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その期の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とする。</u></p> <p>② 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、<u>一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使できる株主または登録質権者とする。</u></p>	<p>第14条 (基準日) <u>当会社は毎年9月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u></p> <p>② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、<u>臨時に基準日を定めることができる。</u></p>
<p>第3章 株主総会 第12条 (招集) <u>当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>	<p>第3章 株主総会 第15条 (招集) <u>当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>第13条 (招集権者および議長) 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p>② <u>株主総会は、東京都区内もしくはそれに隣接する地で開催する。</u></p> <p>第16条 (招集権者及び議長) 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、<u>他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条 (決議) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。</u></p>	<p>第18条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>第15条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出するものとする。</p>	<p>第19条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出するものとする。</p>
<p>第16条 (総会の議事録) <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p>	<p>第20条 (株主総会の議事録) <u>株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録に記載または記録する。</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 第17条 (員数) 当会社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 第21条 (員数) 当会社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条 (選任方法) <u>取締役の選任決議は、株主総会において発行済株式総数のうち議決権ある株式の数の3の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</u></p>	<p>第22条 (選任方法) <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> ② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</u></p>
<p><第1項を右記2つの項に分離して規定></p>	
<p>② <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>第19条 (任期) <u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>第23条 (任期) <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>② <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>② <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第20条 (取締役会の招集および議長) <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>第24条 (取締役会の招集及び議長) <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><第20条から分離して規定></p>	<p><第26条に分離して規定></p> <p>第25条 (取締役会の招集通知)</p> <p><u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第21条 (代表取締役、役付取締役およびその他の定め)</p> <p>当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議により、取締役中より会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>③ 当社は、取締役会の決議により、相談役および顧問を各若干名置くことができる。</p>	<p>第26条 (代表取締役、役付取締役及びその他の定め)</p> <p>当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>③ 当社は、取締役会の決議により、相談役及び顧問を各若干名置くことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="222 214 398 255" style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p data-bbox="119 725 502 1124"> <u>第22条</u> （取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名または電子署名を行なう。 </p> <p data-bbox="119 1165 502 1451"> <u>第23条</u> （取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定める取締役会規程によるものとする。 </p>	<p data-bbox="528 214 916 470"> <u>第27条</u> （<u>取締役会の決議方法等</u>） <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> </p> <p data-bbox="585 480 916 725"> <u>② 前項の規定にかかわらず、当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u> </p> <p data-bbox="528 725 916 1154"> <u>第28条</u> （取締役会の議事録） 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席取締役並びに出席監査役がこれに記名捺印または署名（電子署名を含む）を行なう。 </p> <p data-bbox="528 1165 916 1236"> <u>第29条</u> （取締役会規程） ＜現行どおり＞ </p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 (報酬) 取締役の報酬は、株主総会の決議をもつて定める。</p> <p>② 前項の報酬には、取締役が使用人を兼ねる場合に受ける使用人給与は含まない。</p> <p>第25条 (取締役の責任免除) 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><第1項を右記2つの項に分離して規定></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第26条 (員数) 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>第30条 (報酬等) <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>② 前項の報酬には、取締役が使用人を兼ねる場合に受ける使用人分給与は含まない。</p> <p>第31条 (取締役の責任免除) 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第32条 (員数) <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条 (選任方法) <u>監査役の選任決議は、株主総会において発行済株式総数のうち議決権ある株式の数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを行う。</u></p>	<p>第33条 (選任方法) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p><第1項を右記2つの項に分離して規定></p>	
<p>第28条 (任 期) <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第34条 (任 期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第29条 (常勤監査役) <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第35条 (常勤の監査役) <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第30条 (監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第36条 (監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p>	<p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開催する</u>ことができる。</p>
<p>第31条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数でおこなう。</p>	<p>第37条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>全監査役の過半数を</u>もって行う。</p>
<p>第32条 (監査役会の議事録) 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p>	<p>第38条 (監査役会の議事録) 監査役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名捺印または署名(電子署名を含む)を行う。</p>
<p>第33条 (監査役会規程) 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第39条 (監査役会規程) ＜現行どおり＞</p>
<p>第34条 (報酬) 監査役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>第40条 (報酬等) 監査役の報酬は、株主総会の決議によつて定める。</p>
<p>第35条 (監査役の責任免除) 当会社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>第41条 (監査役の責任免除) 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によつて免除</u>することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><第1項を右記2つの項に分離して規定></p>	<p>② <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>第6章 会計監査人</u> <u>第42条 (選任方法)</u> <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>第43条 (任 期)</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>第44条 (報酬等)</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p><u>第6章 計算</u> <u>第36条 (営業年度)</u> <u>当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p><u>第7章 計算</u> <u>第45条 (事業年度)</u> <u>当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第37条 (利益配当) <u>利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>第46条 (剰余金の配当) <u>当会社の剰余金の配当は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</u></p>
<p>第38条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>中間配当(商法293条ノ5の規定による金銭の分配を言う。以下同じ)を行うことができる。</u></p>	<p>第47条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、<u>中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>第39条 (配当金の除斥期間) <u>利益配当金および中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>② <u>未払いの利益配当金および中間配当金には利息をつけないものとする。</u></p>	<p>第48条 (配当金の除斥期間) <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。</u></p> <p>② <u>前項の金銭には、利息を付さないものとする。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>附 則 1. 第46条の規定にかかわらず、第38期については、平成18年4月1日から平成18年9月30日までの6ヶ月とする。なお、本附則は第38期経過後、これを削除する。</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社の株 式の数
1	久保 裕 (昭和42年1月7日生)	平成5年4月 (株)三菱総合研究所入社 平成12年8月 (株)イーサムスン入社 インターネット事業部長 平成13年4月 (株)ゲームオン代表取締役 平成14年4月 (株)フルキャスト入社 経営企画部長 平成14年10月 同社執行役員経営企画部長 平成14年11月 (株)フルキャストオフィスサポート(現(株)フルキャストHR総研) 取締役 平成14年11月 (株)フルキャストスポーツ取締役(現任) 平成15年5月 スリープロ(株)取締役(現任) 平成15年10月 (株)フルキャスト執行役員経営戦略担当 平成16年9月 (株)フルキャストテレマーケティング取締役 平成16年9月 (株)アバユアーズ取締役 平成16年10月 (株)フルキャスト執行役員グループ戦略本部長 平成16年10月 (株)フルキャストファクトリー取締役 平成16年10月 (株)アミューズキャスト代表取締役 平成16年12月 (株)フルキャスト取締役執行役員グループ戦略本部長 平成17年4月 (株)ヒューマン・リソース総合研究所(現(株)フルキャストHR総研) 取締役 平成17年10月 (株)フルキャスト取締役(現任) 平成17年10月 当社代表取締役(現任)	—

番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社の株 式の数
2	内山 毅 (昭和39年12月22日生)	昭和62年4月 当社入社 平成10年4月 当社営業推進部長 平成11年6月 当社取締役営業本 部長 平成13年6月 当社取締役開発本 部プロジェクト推 進室担当 平成14年4月 当社取締役開発本 部プロジェクト推 進室長 平成14年11月 当社開発本部ソ リューション4部 長 平成16年10月 当社執行役員ソ リューションカン パニーS I本部長 平成18年4月 当社常務取締役執 行役員S I事業部 長兼営業副本部長 (現任)	12,000株
3	佐藤 秀行 (昭和29年1月21日生)	昭和49年4月 当社入社 平成2年7月 当社開発7部長 平成4年1月 当社経営管理室長 平成4年4月 当社取締役経営管 理室長 平成6年7月 当社取締役クライ アント・サービ ス・センター統括 部長 平成8年8月 当社取締役管理本 部長 平成13年7月 当社取締役執行役 員ゼネラルサポ ート本部長 平成14年10月 当社取締役開発本 部長 平成16年4月 当社取締役ソ リューションカン パニー社長 平成17年6月 当社専務取締役 平成18年4月 当社取締役執行役 員(現任)	24,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社の株 式の数
4	平林正基 (昭和42年3月23日生)	平成2年4月 (株)ランドコンピュータ入社 平成8年7月 (株)日本通信研究所入社 平成12年11月 日本インフォメーションテクノロジー(株)へ転籍 平成13年8月 当社入社 開発本部ソリューション6部長 平成16年4月 当社アジリティカンパニーCMO 平成16年6月 当社取締役アジリティカンパニーCMO 平成18年4月 当社取締役執行役員ビジネスサポート事業部長(現任)	—
5	江崎博 (昭和43年5月8日生)	平成4年4月 当社入社 平成9年4月 当社応用技術室長 平成11年4月 当社執行役員応用技術部長 平成14年4月 当社営業本部ソリューションサービス3部長 平成14年11月 当社開発本部ソリューション3部長 平成16年10月 当社執行役員ソリューションカンパニーS I本部S I営業部長兼ソリューション3部長 平成18年4月 (株)ソリューション開発代表取締役(現任) 平成18年4月 当社取締役執行役員営業本部長兼S I副事業部長(現任)	200株
6	岩橋修 (昭和37年11月18日生)	昭和58年4月 国立療養所兵庫中央病院入社 平成4年1月 (株)日本通信研究所入社 平成8年4月 同社システム開発第2部長 平成14年8月 当社入社 平成15年4月 当社アジリティカンパニーアウトソーシング部長 平成18年4月 当社取締役執行役員営業副本部長(現任)	—

番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社の株 式の数
7	坂 卷 詳 浩 (昭和43年9月20日生)	平成7年1月 (株)フルキャスト入 社 平成16年10月 同社経理部長 平成17年5月 同社業務管理部長 平成17年10月 当社入社 取締役 社長室長 平成18年4月 (株)ソリューション 開発監査役(現 任) 平成18年4月 当社取締役執行役 員ゼネラルサポ ート本部長(現任)	300株
8	岡 田 努 (昭和43年9月3日生)	平成6年10月 (株)フルキャスト入 社 平成9年8月 同社東日本本部人 事部長兼企画部長 平成11年10月 同社事業戦略部長 平成14年4月 同社執行役員営業 本部長 平成15年12月 同社取締役執行役 員営業本部長(現 任) 平成16年9月 (株)アパユアーズ取 締役(現任) 平成17年10月 当社取締役(現 任)	—

番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社の株 式の数
9	上 口 康 (昭和25年5月14日生)	昭和48年4月 伊藤忠商事(株)入社 昭和60年4月 伊藤忠豪州会社駐 在(シドニー) 平成9年4月 伊藤忠商事(株) 人 事部人事企画室長 平成11年4月 同社人事部長代行 平成13年4月 伊藤忠人事サービ ス(株) 取締役 平成15年4月 (株)フルキャスト入 社 社長室長 平成15年10月 同社執行役員 人 事、総務担当 平成16年10月 同社執行役員 管 理本部長 平成16年10月 (株)アミューズキャ スト 監査役(現 任) 平成16年11月 (株)フルキャストス ポーツ 監査役(現 任) 平成16年11月 (株)アパユアーズ監 査役(現任) 平成16年11月 (株)フルキャストテ レマーケティング 監査役 平成16年12月 (株)フルキャスト取 締役執行役員管理 本部長 平成17年4月 (株)ヒューマン・リ ソーセス総合研究 所(現(株)フルキャ ストHR総研)取 締役 平成17年8月 (株)フルキャスト ファイナンス 監査 役(現任) 平成17年10月 当社取締役(現 任) 平成17年10月 (株)フルキャスト取 締役執行役員管理 本部長兼グループ 戦略本部長 平成17年10月 (株)フルキャストHR 総研 監査役(現 任) 平成18年4月 (株)フルキャスト取 締役執行役員管理 本部長(現任)	—

番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社の株 式の数
10	和田 徹 (昭和42年2月25日生)	平成3年4月 (株)マインドシェア 入社 平成9年10月 (株)テクノフロン ティア代表取締役 平成12年8月 (株)フルキャスト入 社 事業開発部 平成16年3月 同社経営企画部長 平成16年10月 同社執行役員 経 営企画部長 平成17年10月 同社執行役員 事 業戦略部長 (現 任) 平成17年10月 当社取締役 (現 任) 平成17年10月 (株)トップスポット 取締役 (現任) 平成17年10月 (株)ネオパートナー ズ 取締役 (現 任) 平成17年10月 (株)ワンディジョブ スタイル取締役 (現任) 平成17年10月 (株)キャスティング バンク取締役 (現 任) 平成17年12月 (株)アミューズキャ スト 取締役 (現 任) 平成18年1月 (株)ベストスタッフ 取締役 (現任) 平成18年4月 (株)フルキャストド ライブ 取締役 (現任) 平成18年5月 (株)日本相互警備保 障 取締役 (現 任)	—
11	漆崎 博之 (昭和34年10月4日生)	平成8年10月 (株)リクルート 人 材サービス部門総 合企画部部長 平成10年4月 同社財務部長 平成14年4月 同社執行役員学び DC担当 平成17年4月 同社フェロー 平成18年4月 (株)フルキャスト入 社 執行役員グ ループ戦略本部長 (現任) 平成18年5月 (株)日本相互警備保 障 取締役 (現 任)	—

(注) 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

第4号議案 取締役に対するストック・オプション 報酬額及び内容決定の件

当社取締役に対して、報酬として新株予約権を年額100,000,000円の範囲内で付与することにつきご承認をお願いするものであります。現在の取締役は11名であり、第3号議案が原案通り可決されますと、員数に変更はございません。なお、付与する新株予約権の内容は次のとおりであります。

1. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式100,000株を1年間の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全親会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の数

1,000個を1年間の上限とする。（新株予約権1個当たりの目的たる株式数は100株。ただし、1.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

3. 新株予約権の発行価額

無償とする。（新株予約権につき金銭の払込みを要しない。）

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価

額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）のジャスダック証券取引所市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし当該金額が新株予約権発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、発行日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定【单元未満株主による单元未満株式売渡請求】に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

上の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、

「新規発行前の時価」を「時価株式処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、発行日後、当社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合など、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲以内で行使価額を調整できるものとする。

5. 新株予約権の行使期間

新株予約権発行日より2年を経過した日からから5年を経過するまでの範囲内で、当社取締役会において決定する。

第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションの実施を目的として以下の要領により、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を無償で発行するにつき、ご承認をお願いするものであります。

I. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社従業員および当社子会社の取締役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプションとして新株予約権を無償で割当て発行するものであります。

II. 新株予約権の要領

1. 新株予約権の割当の対象者

当社従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式250,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全親会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

3. 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

2,500個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式数は100株。ただし、2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

4. 株主総会決議による委任に基づき募集要項の決定をすることができる募集新株予約権についての金銭払込みの要否

無償とする。(新株予約権につき金銭の払込みを要しない。)

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)のジャスダック証券取引所市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし当該金額が新株予約権発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、発行日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定【单元未満株主による单元未満株式売渡請求】に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の請求できる新株予約権(新株予約権付社

債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

上の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、発行日後、当社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合など、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲以内で行使価額を調整できるものとする。

6. 新株予約権の行使期間

新株予約権発行日より2年を経過した日から5年を経過するまでの範囲内で、当社取締役会において決定する。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の親会社、子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員

員であることを要する。

- (2) ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由による場合はこの限りでないこととし、その詳細は(4)に規定する新株予約権割当契約に定める条件による。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、(4)に規定する新株予約権割当契約に定める条件による。
- (4) その他の条件は、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

8. 新株予約権の取得事由および条件

- (1) 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割計画書・分割契約書承認の議案ならびに当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

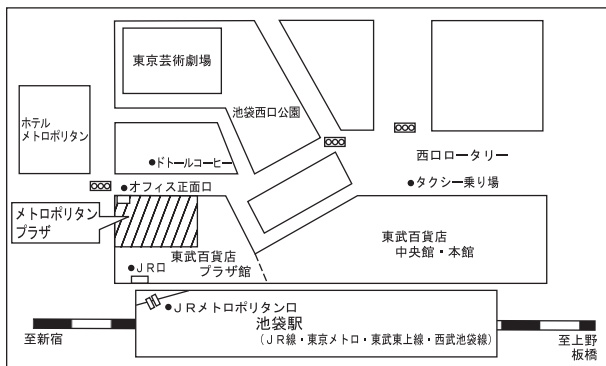
10. 募集事項の決定の委任等

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザ
オフィスタワー12階 第1会議室
電話 03-5954-1030



[交通のご案内]

JR：池袋駅下車 メトロポリタン口 徒歩1分

東武東上線：池袋駅下車 中央口（地下） 徒歩3分

西武池袋線：池袋駅下車 地下改札口 徒歩4分

東京メトロ丸ノ内線：池袋駅下車 西口方面出口 徒歩3分

東京メトロ有楽町線：池袋駅下車 南通路西改札口 徒歩2分

※駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。